様式第三（第４条第２項関係）

供給確保計画の不認定通知書

番　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

経済産業大臣　　名

　　年　　月　　日付けで認定申請のあった供給確保計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、経済産業大臣に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。